

伊根町農業経営基盤の強化 の促進に関する基本構想

伊根町

(令和5年9月)

はじめに

作成の趣旨

この基本構想は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、伊根町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的構想（以下「基本構想」という。）を定める。

作成に当たっては、「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とする」という法の趣旨に基づき、伊根町の実態を十分踏まえ検討を行い作成したものである。

基本構想の目的

この基本構想は、農業経営を生涯の職業として選択する青壮年等が、経営感覚に優れた農業経営体である「認定農業者」として自己実現できる農業経営を育成するとともに、これらの農業経営を中心に多様な担い手や集落営農組織が連携・協働することによって、新たな地域農業の仕組みをつくるための基本構想を示したものである。

基本構想の目標年次

この基本構想は、法第5条による京都府農業経営基盤強化促進基本方針により、令和14年度を目標年次とするが、経済的、社会的状況の変化等により目指すべき方向を見直す必要があると認められるときは、速やかなる見直し、改正がなされなければならない旨を付記する。

作成に当たっての視点

過疎化、高齢化、農業の担い手不足、荒廃農地の増加など、地域農業・農村と農業者が直面している課題を踏まえ、経営感覚に優れた農業経営体の規模拡大や高収益作目への転換、農商工連携や六次産業化による経営力強化、農地中間管理事業の実施に伴う農地集積による規模拡大、さらに少数精鋭担い手への組織化や法人化を推進するとともに、意欲ある多様な担い手や集落営農組織との連携・協働による持続性のある地域づくりを目指すことを視点として検討を行った。

目 次

- 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の対応等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
 - 第2の2 新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

- 第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

- 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に関する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

- 第6 その他

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 伊根町の自然的・社会的条件

本町は、京都府の北部・丹後半島の北部に位置し、北部から南部にかけての東側は日本海（若狭湾）に面し、西側は京丹後市、南側は宮津市の山間部に接しており、その総面積は62km²である。

地形は、太鼓山（標高683.1m）をはじめとして標高400m以上の山々が連なり、山間部を縫うように2級河川筒川、長延川、朝妻川が流れておりその流域に小規模農村集落が点在している。また海岸線は、山が海岸に接したりアス式海岸を形成し、山腹やわずかな平坦地には漁業集落が点在し農村集落、漁業集落を併せ28の集落数を有する。

気象は、山陰地方特有の裏日本型で、雨量は極めて多く多雨多湿であり、11月下旬から3月にかけては北西の季節風が強く、積雪量が多い。山間部では3mに達することもある。

町内には鉄道・高速道路はなく、南北に走る国道178号を幹線に府道・町道が各集落をつないでいる。京都市等京阪神方面の大消費地までの距離は京都府縦貫自動車道綾部・宮津道路の整備に伴い、約150km、時間にして約2時間半と短縮された。

2 伊根町における農業構造の現状

本町の耕地面積249haで総面積の4%程度であり、その中で水田は、195haで全耕地面積の約78%を占めている。近年の農業環境を取り巻く情勢の変化から耕作面積は年々減少し荒廃農地面積については増加傾向である。農家戸数及び販売農家戸数についても減少しており、高齢化に伴い農業従事者数も減少している。

なお、町の農業の現状を顕著に表す農業者、農地、経済の各指標は、次のとおりである。

- ① 農家数 総農家数173戸
 販売農家 91戸（過去10年間の減少率3.6割）
 自給的農家82戸（過去10年間の減少率3.2割）
 認定農業者14人

- ② 耕地面積 249ha（過去10年間の減少率2.5割）

10年前から比較すると有害鳥獣問題と農業の兼業化、後継者不足と担い手高齢化問題、さらには有害鳥獣被害等により農業従事者の生産意欲は低下し、農家数が減少しており、地域農業・農村の維持が危ぶまれている。

2010年農林業センサスの販売農家数と比較した場合、50戸（35.5%）の農家が減少している。また、販売農家戸数の内60歳未満の専従者がある農

家は14戸であり担い手農家における高齢化地域農業・農村の環境を取り巻く現状の厳しさが読み取れる。

しかし、専業農家に関しては、1戸の増となっている。UターンやIターンで新規就農を希望する人が現れるなか、町やJAをはじめとする農業関係団体が中心となり支援していく体制が確立されつつある状態を示している。

経営形態は、昭和53年度からの水田利用再編対策事業を機に、水稻中心から近年では水稻と施設野菜の複合経営に移行しつつあり、施設野菜中心の経営といった形態も生まれている。

生産作物に関しては、水稻を基幹作物としての土地利用型農家が大半ではある。平成元年頃から伊根町の耕作及び気象条件に合った施設園芸農家が見られるようになった。現在では、みず菜・九条ねぎ・伏見とうがらし等の京野菜ブランド認証品目の指定を受けている京の伝統野菜を中心とした施設園芸農家が増加している。JAの部会として設立された組合を中心に計画的に生産が努められており、府内ブランド産地の一翼を担いつつある。

また、町内で生産される^{こもいけ}薦池大納言、筒川そばは、町の振興作物として位置づけ振興を図り、地域の活性化に繋げる取組を行っている。

^{こもいけ}薦池大納言に関しては長大粒で美しい小豆として約70年前から薦池集落を中心に栽培されてきた。近年の過疎高齢化、有害鳥獣被害等により町内の栽培面積が減少し衰退の一方を辿っていた。しかしながら、薦池大納言をもう一度盛り上げ伊根町の活性化に繋げようと平成21年頃から生産者、行政、JAを中心に薦池大納言復活事業として位置づけ取り組んできたが、平成24年には地元の生産者を中心とした組織も発足し、生産者が自力で生産面積を拡大させたことに加え、薦池大納言を使用した菓子開発など6次産業化にも取り組んできた。

また、筒川そばに関しては、筒川地区では戦前から筒川そばが生産されてきた。しかしながら、伊根町の中で最も過疎化が深刻な筒川地区では「農地が守れない。コミュニティが衰退する」ことが危惧されていた中で、平成4年に組合が設立され地域活性化に努めてきたところである。そのような中、平成26年には、在来種である筒川そばの品種の保護、農業者人口の急速な高齢化に伴う荒廃農地の発生防止、筒川そばの販路拡大などを目指し、伊根町では初めての農業生産法人としての株式会社化を実現した。法人化により、農家が生産したそばを組合が収穫から乾燥・調整、等級検査、加工・販売まで一手に引き受ける事が可能となり、今後は農業生産法人として農地の所有・利用権設定も視野に入れれば、生産から加工販売までの体系が確立することとなる。

薦池大納言、筒川そばいずれに関しても、地域の活性化に繋がり農業所得の向上に繋がる取組が進められており、今後の成果が期待される場所である。

一方で、畜産農家に関しては採卵農家1戸と肉用子牛飼育農家が2戸、畜産業を営んでいる。採卵農家では、親族の後継者がおり、育成が図られているが、

水稻や京野菜などへの補助施策が多数存在する一方で、畜産業における補助施策が不足することから、若手畜産業者への補助施策の充実と経営支援を図る必要がある。

また、肉用子牛飼育農家については、後継者が不足しており、採卵農家同様に経営を支える支援が必要なことに加えて、担い手確保への対策が急務となっている。

筒川地域を中心として、高齢化、後継者不足で農地の荒廃が懸念される地域において地域農場づくり事業を実施し、省力化・コスト削減の取り組みとして高性能トラクターを導入し、畦塗り機、湛水直播機による作業受託を行う任意組織が結成されている。最近では、筒川地域だけでなく、伊根町全域のほ場での作業受託を実施し、農業者人口の高齢化の進む伊根町を支える重要な役割を担いつつある。さらに小規模（30～70人程度）であるが、農作業体験と漁業体験をあわせた都市・農村交流も行われ、京阪神の消費者との交流も実施されている。

3 伊根町における農業の基本的な方向

農業は、国民食料の安定供給を確立するという重要な役割を担っているが、その情勢は非常に厳しい。本町の農業が将来（概ね10年後）にわたり職業として維持、発展していくためには、市場・消費地から遠隔地に位置する地理的不利性を克服することが条件となる。そのために他産地に負けないよう、消費者のニーズに応えられる高品質な農産物の生産技術確立、ブランド化及び定量・安定供給の生産体制を図り、消費の多様化に対応できる体制を確立していく。

加えて、本町の豊かな気候風土の中で生産、漁獲される農林水産物を、生産者、消費者及び関係団体の連携を深めて、地域内流通、消費を促進し地産地消を推進する。

さらには、生産者の顔の見える安全で安心な農林水産物を新鮮なまま食卓に届けられる地域内流通の確立を推進する。

また、サル・イノシシによる有害鳥獣による被害は増加の一途をたどり、小規模兼業農家だけでなく、意欲と能力のある専業農家の意欲をも減退させ、効率的・安定的な経営を損ねている。今後は近隣市町同様に、シカの被害も予想されることから、集落ぐるみから個人単位までの多様な鳥獣害対策の方法を取り入れることに加え、安価で効果的な駆除方法も導入・普及していかなければならない。

農産物価格は従来から流動的かつ不安定な要素を持っており、特に水稻においては、平成29年以降の生産調整の廃止により価格が低落することが予想されることから、他の産地との差別化によるブランド化を図ることで、価格低落に耐えうる仕組みを作る必要がある。

現状では、業者人口の高齢化に伴い、当町の水田面積195haのうち、水稲の作付面積が約106haとほぼ半分まで減少してきており、年々その面積が増加している。

一方で、水稲が作付出来なくなった水田では、農業労働力の省力化の観点からも、そばの作付が増えており、地元特産品である筒川そばの生産振興と荒廃農地の発生防止に寄与している。

町内で生産する「みず菜」「伏見とうがらし」「九条ねぎ」は京野菜ブランド認証品目の指定を受けており、地域農業を振興する上で有利な作物として定着してきている。

農業者の生活の安定と発展を図るためには、農業経営に意欲と能力のある青年就農者の育成、農作業受託組織等の営農組織が農業経営を確立できる環境整備、それら農業経営体を担い手として育成・支援する地域農業の仕組みづくりを進めることが必要と考えられる。そこで、新たに、農業経営を営もうとする青年等であって青年就農計画の認定を受けようとする新規就農者、農業経営改善計画の認定をうけた農業者もしくは生産者組織又は今後認定を受けようとする農業者、生産者組織を多様な農業担い手として位置付け、京都農業協同組合、農業改良普及センター（京都府）、伊根町農業委員会、伊根町地域農業再生協議会、伊根町、地元の指導者的農家など関係組織が連携して、意欲と能力のある経営体の育成を図りながら地域農業を振興していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の対応等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり2,500時間程度）の水準を目標とし、地域その他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たりの年間労働所得概ね350万円程度）を確保することができるような効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立に努める。

第1で示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、伊根町における主要な営農類型について示すと、次の表-1とおりである。

表-1 伊根町における主要な営農類型

| 番号 | 個別-組織 | 農畜産業 経営類型 | 作目 | (延べ)面積 (a、頭、羽) | 粗収益 (万円) | 経営費 | 農家(組 織)所得 (万円) | 主たる 従業者 他人数 (人) | 労働時間 |
|----|-------|--------------|-------------------------------------------------|-------------------|-------------|-------|-------------------------|--------------------------|-------------------------------|
| 1 | 個別 | 水稻中心 | 水稻 | 700 | 960 | 670 | 350 | | 2,250 |
| | | | 水稻採種 | 90 | 120 | 90 | | ① 1 | ① 2,250 |
| | | | 雑穀 (そば、あずき等) | 80 | 60 | 30 | | | ② 1,710 |
| 2 | 個別 | 水稻+野菜 | 水稻 | 140 | 190 | 130 | 550 | | 3,710 |
| | | | 施設野菜 (みず菜、九条ねぎ) | 140 | 1,180 | 690 | ① 350 ② 200 | ① 1 ② 1 | ① 2,500 ② 1,710 |
| 3 | 個別 | 水稻+畜産 その1 | 水稻 | 480 | 660 | 460 | 460 | | 3,830 |
| | | | 牧草 | 170 | | | ① 350 | ① 1 | ① 2,030 |
| | | | 繁殖牛 <small>(繁殖牛の3割から7割を出荷)</small> | 30 | 930 | 670 | ② 200 | ② 1 | ② 1,800 ③ 0 |
| 4 | 個別 | 水稻+畜産 その2 | 水稻 | 450 | 620 | 430 | 730 | | 6,170 |
| | | | 鶏卵養鶏 (産鶏肉、鶏糞販 売も含む) | 5,300 | 1,760 | 1,220 | ① 350 ② 190 ③ 190 | ① 1 ② 1 ③ 1 | ① 2,500 ② 1,835 ③ 1,835 |
| | | | | | | | | | |
| 5 | 個別 | 施設野菜 専作 | みず菜 | 130 | 1,020 | 580 | 570 | | 5,370 |
| | | | 九条ねぎ | 30 | 330 | 200 | ① 350 ② 130 ③ 90 | ① 1 ② 1 ③ 1 | ① 2,500 ② 1,750 ③ 1,120 |
| | | | | | | | | | |
| 6 | 個別 | 水稻受託 中心 | 水稻 | 1,100 | 1,510 | 1,060 | 1,020 | | 6,480 |
| | | | 水稻受託 (畔塗、荒起こし +代かき、田植 え、刈取り+乾燥 +調製) | 2,200 | 1,610 | 1,050 | ① 950 | ① 2 ③ 1 | ① 5,580 ② 900 |
| | | | そば | 370 | 90 | 80 | ③ 70 | | |

説明) ①主たる従事者(家族・組織)

②その他家族労働

③雇用労働

※最低賃金968円/時間とする。

基本的指標を示すに当たっての前提条件

1. 所得形成の対象とする者

個別・組織経営体の主たる従事者とする。

2. 農業経営類型を構成する作目など

農業生産については、京都府及び伊根町の重点推進作目による構成とし野菜はみず菜及び九条ねぎ、雑穀はソバ又はアズキとした。

3. 所得目標

個別・組織経営体の主たる従事者の所得を、町内他産業従事者と遜色のないよう年間350万円以上として設定した。

4. 労働時間

個別・組織経営体の主たる従事者の労働時間は、できるだけ時間的なゆとりが得られるよう雇用労働力の活用を行い、年間2,500時間程度を目標に設定した。

また雇用賃金は、京都府の定める最低賃金を下回らないように、968円/時間以上を基本とした。(家族経営における主たる従事者以外の家族労働の時給も雇用と同等に見積もった。)

5. 生産方式

- ・ 水稲については、中型の機械体系によるものとし、苗は購入、乾燥はライスセンターを利用するものとした。
- ・ 野菜はパイプハウス、雑穀は露地栽培とした。
- ・ 畜産は、現有施設能力に見合うものとした。

6. 価格水準

生産物の販売単価は、現行水準とした。

7. 技術水準

現に行われている先進技術を基礎に10年後の技術革新を視野に入れた。

8. 土地利用

水稲は借地。雑穀、野菜、畜産は自作地。土地利用型については借地利用とした。

9. 経費

- ・ 経費の数值は、主に京都府行政支援システム内「農業経営指標」を参考にした。

なお、その各経費の算出方法は次の通りである。

- ・ 減価償却の算定は定額法。
- ・ 固定資産資金の調達は、1/2を自己資金、1/2をJA等プロパー資金借入れとし、その利子は年利5%とした。
- ・ 新調価額の建物施設、機械の修繕費は、それぞれ2%、5%で計算した。
- ・ 借地料は、6,750円/10aとした。

第2の2 新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

青年等が農業経営で生計が成り立つ水準のものとして、表—2で示す指標を基に青年等が目標とすべき農業経営は、年間総労働時間（主たる従事者1人当り2,500時間程度）の水準を目標とし、年間農業所得（主たる従事者1人当りの年間労働所得概ね250万円程度）を確保することができるような農業経営とする。

第2の2で示した青年等が目標とすべき効率的かつ安定的な農業経営を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、伊根町における主要な営農類型について示すと、次の表-2とおりである。

表-2 伊根町における青年等就農者の主要な営農類型

| 番号 | 個別-組織 | 農畜産業 経営類型 | 作目 | (延べ)面積 | 粗収益 | 経営費 | 農家(組 織)所得 | 主たる 従業者 他人数 (人) | 労働時間 | |
|----|-------|--------------|-------------------------------------------------|---------|-------|-------|----------------|--------------------------|------------|-------------------------------|
| | | | | (a、頭、羽) | | | | | | (万円) |
| 1 | 個別 | 水稻中心 | 水稻 | 700 | 672 | 469 | 245 | ① 1 | 2,250 | |
| | | | 水稻採種 | 90 | 84 | 63 | ① 1 | | ① 2,250 | |
| | | | 雑穀 (そば、あずき等) | 80 | 42 | 21 | ② 1 | | ② 1,710 | |
| 2 | 個別 | 水稻+野菜 | 水稻 | 140 | 133 | 91 | 385 | ① 2 | 3,710 | |
| | | | 施設野菜 (みず菜、九条ねぎ) | 140 | 826 | 483 | ① 250 ② 135 | | ① 2 ② 1 | ① 2,500 ② 1,710 |
| 3 | 個別 | 水稻+畜産 その1 | 水稻 | 480 | 462 | 322 | 322 | ① 1 ② 1 | 3,830 | |
| | | | 牧草 | 170 | | | ① 250 | | ① 1 | ① 2,030 |
| | | | 繁殖牛 <small>(繁殖中の3割から7割を出荷)</small> | 30 | 651 | 469 | ② 72 | | ② 1 | ② 1,800 ③ 0 |
| 4 | 個別 | 水稻+畜産 その2 | 水稻 | 450 | 434 | 301 | 511 | ① 1 ② 1 ② 1 | 6,170 | |
| | | | 鶏卵養鶏 (産卵肉、鶏糞取 壳も含む) | 5,300 | 1,232 | 854 | ① 250 ② 131 | | ① 1 ② 1 | ① 2,500 ② 1,835 |
| | | | | | | ② 130 | ② 1 | | ② 1,835 | |
| 5 | 個別 | 施設野菜 専作 | みず菜 | 130 | 714 | 406 | 399 | ① 1 ② 1 | 5,370 | |
| | | | 九条ねぎ | 30 | 231 | 140 | ① 250 ② 149 | | ① 1 ② 1 | ① 2,500 ② 1,750 ③ 1,120 |
| 6 | 個別 | 水稻受託 中心 | 水稻 | 1,100 | 1,510 | 1,060 | 1,020 | ① 2 ③ 1 | 6,480 | |
| | | | 水稻受託 (畔塗、荒起こし +代かき、田植 え、刈取り+乾燥 +調製) | 2,200 | 1,610 | 1,050 | ① 950 | | ① 2 | ① 5,580 |
| | | | そば | 370 | 90 | 80 | ③ 70 | | ② 1 | ② 900 |

説明) ①主たる従事者(家族・組織)
②その他家族労働
③雇用労働
※最低賃金968円/時間とする。

基本的指標を示すに当たっての前提条件

10. 所得形成の対象とする者

青年等就農者(個人)及び青年就農者が所属する組織経営体の主たる従事者とする。

11. 農業経営類型を構成する作目など

農業生産については、京都府及び伊根町の重点推進作目による構成とし、野菜はみず菜及び九条ねぎ、雑穀はソバ又はアズキとした。

1 2. 所得目標

青年等就農者（個人）及び青年就農者が所属する組織経営体の目標とする主たる従事者の所得を、町内認定農業者の約7割の年間所得である250万円以上を目標として設定した。

1 3. 労働時間

青年等就農者（個人）及び青年就農者が所属する組織経営体の目標とする主たる従事者の労働時間は、町内認定農業者同様にできるだけ時間的なゆとりが得られるよう雇用労働力の活用を行い、年間2,500時間程度を目標に設定した。

また、雇用賃金は、京都府の定める最低賃金を下回らないように、968円/時間以上を基本とした。（家族経営における主たる従事者以外の家族労働の時給も雇用と同等に見積もった。）

1 4. 生産方式

- ・ 水稻については、中型の機械体系によるものとし、苗は購入、乾燥はライスセンターを利用するものとした。
- ・ 野菜はパイプハウス、雑穀は露地栽培とした。
- ・ 畜産は、現有施設能力に見合うものとした。

1 5. 価格水準

生産物の販売単価は、現行水準とした。

1 6. 技術水準

現に行われている先進技術を基礎に10年後の技術革新を視野に入れた。

1 7. 土地利用

水稻は借地。雑穀、野菜、畜産は自作地。土地利用型については借地利用とした。

1 8. 経費

経費の数値は、主に京都府行政支援システム内「農業経営指標」を参考にした。

また、青年等就農者においては農業に不慣れなことから、試行錯誤の労働であることを考慮し実労働は町内認定農業者の約7割程度とした。

なお、その各経費の算出方法は次の通りである。

- ・減価償却の算定は定額法。
- ・固定資産資金の調達は、1 / 2を自己資金、1 / 2をJA等プロパー資金借入れとし、その利子は年利5%とした。
- ・新調価額の建物施設、機械の修繕費は、それぞれ2%、5%で計算した。
- ・借地料は、6,750円 / 10aとした。

第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

伊根町の特産品である水菜、九条ネギ、コシヒカリ、そば、薦池小豆などの農産物を安定的に生産し、伊根町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

(1) 就農希望者に対する受入体制

伊根町は、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

(2) 多様な担い手の確保・就業環境の整備等

伊根町は、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。加えて、伊根町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 伊根町が主体的に行う取組

(1) 受入

伊根町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

(2) 定着

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。伊根町が主体となり、府、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関が連携し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように伊根町は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

(3) 青年等就農計画～農業経営改善計画

伊根町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や府による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

伊根町は、府、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- (1) 府農業会議、農地中間管理機構、市町村農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- (2) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報集・相互提供

伊根町は、府、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と

連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、府及び京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市町村の区域内において後継者がいない場合は、府及び京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）、農地中間管理機構、市町村農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に関する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

| |
|----------------------------------------------|
| 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積の目標 |
|----------------------------------------------|

| | |
|--------------------------------------------------------|-------------|
| 面積のシェア：30% | 集積目標：74.9ha |
| なお、面的集積についての目標については、農用地の利用集積における面的集積の割合を上げていくことを目標とする。 | |

(注)

(1)「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

(2) 目標年次はおおむね10年先とする。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状について伊根町では、米を主体とした農業生産が展開されており、農用地の利用については認定農業者を中心とした担い手への集積が進んでいるが、集積された農地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなど、効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。

また、担い手が少ない地域においては、一部遊休化したものが近年増加傾向にある。

3 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農地利用のビジョン

伊根町では分散農地の解消策を講じ、担い手が的に集積しなければ、担い手の経営が圧迫され、経営改善に支障が生じ、大規模農家ですら大量に離農する可能性が高い。また、受け手の確保について適切な施策を講じなければ、伊根町の基幹産業である農業に重大な支障を及ぼすおそれがある。このため、認定農業者を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらの者に地域の農地を面的に集積することを誘導する等とともに、中山間地域においては集落営農組織等を育成し、それらが一体となって地域の農地を守る体制の整備等を進めることにより、伊根町の農地の効率的利用を目指し、もって基幹産業である農業の振興を図る。

第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 協議の場の開催時期

地域農業に関わる者の幅広い参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

(2) 協議の場の参加者

農業者、伊根町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農業会議の現地推進役、農地中間管理機構、土地改良区、京都府、その他地域住民などの関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。また、協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農業振興係に

設置する。

(3) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで京力農場プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(4) 地域計画の策定に向けた進め方

伊根町は、地域計画の策定に当たって、農業者・地域住民・京都府・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画の実行に際しては、目標地図に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事業

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 利用権の設定等を受ける者が利用権等の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

- (ア) 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、次の a から e までに掲げる要件を全て（農業生産法人にあっては、a、d 及び e に掲げる要件の全て）を備えること
- a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合における、その開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること
 - b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - d その者の農業経営には、主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員を言う。）がいるものであること。
 - e 所有権の移転を受ける場合は、上記の a から d までに掲げる要件のほか、法第 5 条第 3 項の規定により基本方針に定められた農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）より所有権の移転を受ける場合、又は、町長が特に必要かつ適当であると認める場合に限ることとする。

- (イ) 混牧林地として利用するため、利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- (ウ) 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることを認められること。

イ 農地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）の a 及び b に掲げる要件（農業生産法人にあつては、a に掲げる要件）の全てを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は概ね利用権の設定等を行う農用地面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができる。

ウ 組合法（昭和 22 年法律第 132 号）で第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に規定する事業を行う農業協同組合連合会、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業及び法第 7 条各号に規定する事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

エ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農業生産法人、農地中間管理機構、農業協同組合連合会等は除く。）は、次に掲げる要件の全てを備えるものとする。

- (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- (イ) その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

なお、このことを担保するため、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等を行うことについて伊根町長に確約書を提出すること。

- (ウ) その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると

認められること。

なお、「業務を執行する役員」とは、会社法（平成17年法律第86号）上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等組織名であって、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいうこという。その確認のため、法人の登記事項証明、法人の代表者が発行する証明書等を町へ提出すること。

オ 農業生産法人の組合員社員又は株主（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権の設定等を受けた土地の全てについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これらの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

カ a から e に定める場合の他、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

ア 利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払の方法、農業経営の受委託における場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は別紙2のとおりとする。

イ 利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係は、賃借権、使用貸借、農業経営の受委託、売買等である旨を農用地利用集積計画において明らかにするものとする。

（3）開発を伴う場合の措置

ア 町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当っては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から開発事業計画を提出させる。

イ 町は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の作成手続きを進めるものとする

（ア）当該開発事業の実施が確実であること。

（イ）当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用許可基準

に従って許可し得るものであること。

(ウ) 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には開発行為の許可の基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

ア 町は、次の(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用集積を図るため特に必要があると判断した場合は、その都度農用地利用集積計画を定める。

イ 町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も、農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

ア 伊根町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、伊根町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

イ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

ウ 町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区の土地改良法(昭和24年法律195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

エ イ及びウに定める申出を行う場合において、(4)のイの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合

には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

（6）農用地利用集積計画の作成

ア 町は、（5）のアの規定による伊根町農業委員会からの要請があった場合は、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

イ 町は、（5）のイ及びウの規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区から申出があった場合は、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

ウ 町は、ア、イに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権の設定等の調整が整ったときは、農用地利用集積計画を定めることができる。

エ 町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（1）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用状況等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（7）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ アに規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積。

なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農業生産法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。

ウ アに規定する者に対して、イに規定する土地についての利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

エ アに規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及びその支払の方法、その他所有権の移転に係る法律関係

カ アに規定する者が（１）のエに規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

キ アに規定する者が（１）のエに規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書を参考資料（法人である場合は定款の写しも）を添えて伊根町長に報告する旨

（ア）アに規定する氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

（イ）アに規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

（ウ）（イ）の農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

（エ）アに規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

（オ）地域の農業における他の農業者との役割分担

（カ）アに規定する者が法人である場合には、その法人の業務を執行する 役員のうち、アが行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにアが行う耕作又は養畜の事業への従事状況

（キ）その他参考となるべき事項

ク アに規定する者がウ及びエ以外の設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項及びアに規定する者が（１）のエに規定する者である場合には、撤退した場合の混乱を避けるため次に掲げる事項（実行する能力があるかについて確認して記載）

- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
- (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- (オ) 必要に応じて、アからエのほか、撤退した場合の混乱を防止するための取決め

ケ アに規定する者の農業経営状況。

(8) 同意

町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)のイに規定する土地ごとに(7)のアに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が五年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

町は、伊根町農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき、又は(5)のアの規定による伊根町農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)のアからクまでに掲げる事項を本町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（もしくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後、借賃又は対価の支払といった利用権設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生

じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた者に対する勧告

伊根町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)のエに規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきと勧告する。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取消し

町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、伊根町農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち以下に係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消す。

ア (9)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)のエに規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ (13)の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

(15) 取消しの公告

町は、(14)の取消しをしたときは、(14)のア及びイに係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を町の掲示板への掲示により公告する。

なお、この公告により(14)による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は

解除されたものとみなす。

また、伊根町農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあつせん等の働きかけ等を行う。

3 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

(1) 町は、京都府知事より指定を受け農地中間管理事業を行う公益社団法人京都農人材育成センターとの連携の下に、普及啓発活動等を行うことによつて支援センターが行う事業の実施の促進を図る。

(2) 町・農業委員会・農業協同組合・京都農人材育成センターが行う中間保有・再配分機能を生かした農地中間管理事業を促進するため、支援センターに対して、情報提供、事業の協力を行うものとする。

4 農用地利用改善事業の実施を促進に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とする。ただし、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないと判断される場合は、その区域から一部を除外することができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

- (イ) 農用地利用改善事業の実施区域
- (ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- (エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- (オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- (カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア(2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、「基本要綱」に定める認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。

イ 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第3項の認定をする。

- (ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- (イ) 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
- (ウ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- (エ) (4)のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- (オ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 町は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への掲示により公告する。

エ アからウの規定は農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人等を特定する農用地利用規程の認定

ア(5)のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通

し等からみて、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業生産法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）施行例第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、（4）のアに掲げる事項のほか次の事項を定めるものとする。

（ア） 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

（イ） 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地利用の集積目標

（ウ） 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

ウ 町は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について、（5）のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（5）のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（5）のイの認定をする。

（ア） イの（イ）に掲げる目標が（2）に規定する区域内の農用地の相当部分について、利用の集積をするものであること。

（イ） 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合、特定農業法人が当該申出に係る農用地について、利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ （5）のアの認定を受けた特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勸奨等

（5）のイの 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認め

られるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

ア 町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 町は、（５）のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、伊根町農業委員会、京都農業協同組合伊根支店、農地中間管理機構（府農業会議）、助言を求めたときは、伊根町地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

５ 農作業の受委託を促進する事業に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図るものとする。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託を斡旋の促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業による農作業の効率化の推進措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作目毎の実情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

（２）農業協同組合による農作業の受委託の斡旋等

農業協同組合は、農作業の受託又は委託を行おうとする者の中から申出があった場合は、農作業受委託について斡旋や調整に努めると共に、農作業の

受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械の施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 関連施策との連携

町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 町はほ場整備事業により基盤整備がなされた水田の利用集積が認定農業者になされるようシステムの整備に努めるものとする。

イ 町は農村集落の定住条件の整備を促進するため、集落排水事業の実施に努めるものとする。

ウ 町は、地域農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、地域水田農業ビジョンの実現に向け、農村環境の整備充実、農地の保全を考慮したなかで農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

町は、経営感覚に優れた農業経営体の育成と集落・地域農場づくりの推進、農用地の利用集積及び新規就農支援など地域の農業振興について、関係機関・団体等が必要な情報と課題を共有し、総合的な議論や役割・責任分担を行う場として、市、農業委員会、農業改良普及センター、府広域振興局及び農業協同組合等により構成される市地域農業再生協議会を十分活用するとともに、農用地利用改善団体と連携を図る。

また、必要に応じ、農業関係者連絡会議に、農業経営体代表者や集落・地域段階における農業者等の組織の代表者などの参画を求めるものとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この基本構想の改正は、平成26年12月15日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月28日から施行する。ただし、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和4年法第56号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化法の適用を受ける基本構想の適用については、従

来の例によるものとする。